

新居弁天今切体験の里キッチンカー（移動販売車）等出店募集要項

1. 目的

新居弁天今切体験の里（以下、体験の里）のにぎわい創出と利用者の利便性向上のため、飲食の販売することができるキッチンカー（移動販売車）等の出店を募集します。

2. 出店期間

当該年度の4月1日～3月31日

3. 出店場所

新居弁天今切体験の里内指定区画（3ヶ所）



4. 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

5. 出店事業者登録資格と制限

出店に伴い、出店事業者登録が必要となります。

（1）出店事業者登録に必要な資格及び条件

- ア 公的機関の発行する市内で有効な営業許可書を有する者
- イ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入している者
- ウ 体験の里内で調理販売する場合は、営業許可書の営業の種類が自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること
- エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者

オ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

カ 当市の目的や意向等に同意できる者

（２）出店事業者登録制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

ア 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者

イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申立てがなされている者等

ウ 国税、地方税を滞納している者

エ 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例第２条第３項に規定する暴力団等という。以下同

じ。）、暴力団等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

オ 体験の里内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者

カ 過去３年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

キ 市および委託事業者が、管理運営上支障があると認めたとき

ク 前各号に掲げるもののほか、市および委託事業者が適切でないとしたとき

（３）出店登録資格の取消について

次のいずれかに該当する者は出店登録を取り消します。また、市が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、登録取り消しにより出店事業者が被る損害に対しては、市は一切責任を負いません。

ア 出店登録後に登録制限に該当する事実が判明した場合

イ 出店条件を厳守しない場合や、その他市が出店を不適当と判断した場合（出店事業者との協議により、改善が認められない場合を含む）

6. 出店について

(1) 出店事業者登録有効期間

出店事業者登録許可日～当該年度の3月31日

(2) 出店日

ア 当該年度の4月1日～3月31日のうちの出店事業者が希望する日

イ 海湖館の閉館時は出店することはできません。

ウ イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。

(3) 出店日の取り止めについて

雨天等により出店を中止する場合には、必ず委託事業者（一般社団法人 湖西・新居観光協会）へ電話連絡してください。

(4) 利用可能時間

午前9時～午後5時（準備及び撤収の時間を含む）までとします。時間内であれば、出店時間の短縮も可能です。ただし、時間を短縮した場合の出店料の減額はできません。

(5) 出店料

出店当日に海湖館受付で支払いをしてください。

面積	使用料	
	1区画 (5m×2m程度)	平日
	休日(土日祝)	2,200円/日

(6) 申込から出店開始までの流れについて

申込

申込フォーム（LoGo フォーム）よりお申込みください。

出店を希望する月の3か月前の1日より申込をすることができます。

出店希望日の6開庁日前まで申込することができます。

出店事業者登録

【新規】

初めて出店をする場合は、出店申込後、出店日の3開庁日前までに「出店事業者登録書類一式」を湖西市役所文化観光課（市役所2階）へ提出してください。開庁時間以外の受付はしません。郵送または出店事業者登録用LoGoフォームからの申込も可能です。

また、出店事業者登録期間中に変更が生じた場合は、該当書類を再度提出してください。

【出店事業者登録提出書類（新規）】

ア 新居弁天今切体験の里キッチンカー（移動販売車）等出店事業者登録申請書

イ 営業許可書一式の写し

ウ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

エ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し

オ 湖西市に未納がないことが確認できる書類（市税の滞納等がない証明書）

※湖西市の税務課で申請できます。（郵送可）

カ 車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し

※テント等で出店する場合は、車検証の写しは不要となります。

キ 販売車（キッチンカー、専用販売車の開店状態）等の販売形態がわかる写真画像

※販売者の写真はナンバープレートが確認できる写真としてください。

ク 誓約書

【更新】

前年度から継続して出店事業者登録を更新する場合は、一部の書類を省略することができます。出店日の3開庁日前までに出店事業者登録書類一式を湖西市役所文化観光課（市役所2階）へ提出してください。開庁時間以外の受付はしません。郵送または出店事業者登録用 LoGo フォームからの申込も可能です。

また、出店事業者登録期間中に変更が生じた場合は、該当書類を再度提出してください。

なお、更新の書類提出については、前年度の1月より受付します。

【出店事業者登録提出書類（更新）】

アおよびキの書類は必須となります。イ～カの書類は変更がある場合のみご提出ください。

ア 新居弁天今切体験の里キッチンカー（移動販売車）等出店事業者登録申請書

イ 営業許可書一式の写し

ウ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

エ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し

オ 車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し

※テント等で出店する場合は、車検証の写しは不要となります。

カ 販売車（キッチンカー、専用販売車の開店状態）等の販売形態がわかる写真画像

※販売者の写真はナンバープレートが確認できる写真としてください。

キ 誓約書

事業者登録申請内容確認

出店事業者登録書類をもとに出店可否等を審査します。許可までに2～3日程度時間を要します。

確認連絡

申込から3営業日以内に委託事業者である（一社）湖西・新居観光協会より、出店の確認をメールまたは電話で行います。この連絡をもって、出店日確定となります。

出店料支払い

出店開始時に海湖館の窓口にて支払いしてください。

出店

出店料支払い後、営業準備を開始してください。それ以前に準備を開始することはできません。また、撤収する際は、片付け・清掃を済ませた上で17時までに海湖館受付へ終了報告および駐車券の提示を行ってください。

※終了報告時の駐車券提示漏れによる駐車料金の返金に対応いたしません。

※駐車券の無料処理は1出店につき1回のみで、それ以外の出入りで発生する駐車料金については、ご自身でご負担ください。

売上報告

出店した月の月末までに、市指定の方法で売上報告をしてください。

売上報告を怠った場合は、次回以降の出店をお断りします。

(7) 販売品について

ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。

イ 酒類は販売できません。

ウ 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示してください。

エ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。

オ 販売品及び、出店に関わる一切の責任は、出店事業者に帰属します。

カ 登録申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

(8) 設備・店舗について

ア 出店に必要なすべての費用等は出店事業者の負担とします。

イ 法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店事業者の責任と負担で実施してください。

- ウ 出店事業者は、出店事業者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物（排水含む）の処理を行い、お持ち帰りください。また購入者に対してゴミ箱への廃棄もお願いし、出店スペース及び体験の里内を清潔に保つようになしてください。
- エ 体験の里内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。発電機等は出店事業者が用意してください。
- オ BGM を流す場合は、公園利用者や周辺住民の迷惑にならないような音量としてください。利用状況によっては禁止とする場合もあります。
- カ テーブルや椅子などの設置は原則不可とします。
- キ 火気を使用する場合は消火器を設置してください。
- ク 風が非常に強いエリアになるため、安全対策を行ってください。

(9) その他

- ア 出店スペースは禁煙となっています。指定の喫煙所をご利用ください。
- イ 販売終了後は、原状を回復するとともに、公園内に販売物のゴミが無いか確認し、清掃を実施してください。
- ウ 体験の里内を車で走行する際は、利用者に注意しスピードを落として走行してください。また、芝生やタータン等に車を乗り入れないで下さい。
- エ 車両移動時以外はエンジンを停止させてください。
- オ 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店事業者が全責任を負い誠意を持って対応してください。市は一切責任を負いません。
- カ 出店事業者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を原状に回復した場合はこの限りではありません。
- キ 出店事業者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について市は一切責任を負いません。
- ク キッチンカー以外での出店も可とします。
- ケ 本要項に定めのない事項については、市および委託事業者の指示に従ってください。

7. 問い合わせ先

湖西市役所文化観光課

住所：〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

電話：053-576-1230

Mail：kankou@city.kosai.lg.jp

【委託事業者】一般社団法人 湖西・新居観光協会

住所：〒431-0302 静岡県湖西市新居町新居官有無番地

電話：053-596-9255

Mail：kosai-arai@hamanako-kosai.jp